

栃木県脳卒中・心血管疾患対策協議会心血管疾患対策部会 設置要領

(趣 旨)

第1条 栃木県循環器病対策推進計画の策定等について協議するため、栃木県脳卒中・心血管疾患対策協議会設置要綱第5条第3項の規定に基づき、栃木県脳卒中・心血管疾患対策協議会心血管疾患対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 部会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、以下のうちから知事が委嘱する。

心血管疾患の医療に関する関係者及び学識経験者
その他心血管疾患対策に係る関係者

(任 期)

第3条 委員の任期は、令和6(2024)年3月31日までとする。

(部会長)

第4条 部会には部会長を置き、委員の互選により選出する。

2 部会長は、部会を主宰し、会務を総理する。

3 部会長に事故等があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

3 会議は原則公開とする。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、栃木県保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2(2020)年9月8日から適用する。

附 則

この要領は、令和5(2023)年5月24日から適用する。